

実務研究

日本税務会計学会
平成21年4月 月次研究会



大崎史雄 [日本橋]

事業承継における信託の活用

I. 信託を取り巻く環境

昨年9月の「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」施行を皮切りに、中小企業庁においても事業承継における有用な手法として信託の活用が検討され、また昨年12月の税制改正大綱においても取引相場のない株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度（以下「自社株の納税猶予制度」という。）の対象に信託受益権を拡充するべきか検討事項とするなど、中小企業の事業承継において信託が注目されている。

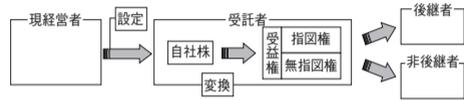
ところでなぜ信託が注目されるのであろうか。それは事業承継はM&Aのような「自社株を承継後、後継者に自社株の処分権が移ること」（後述III参照）

に会社の事業を直接承継するものではなく、株式移転による筆頭株主の交代に過ぎないことに起因する。株式移転はM&Aに比べてはるかに手続きが容易なことが利点であるが、その反面、株式のまま承継すると主として以下のような不具合が生じうるため、これを解決する手法として信託が注目されるのである。

II. 事業承継における信託の活用1（信託受益権の分割）

相続財産の中にめばしい財産がなく自社株の比重が高いケースは決して少なくないが、このような場合、遺産分割上後継者だけでなく他の法定相続人にも自社株を承継させざるを得ないため、結果として議決権が希薄化する。

仮に50%以上保持できなければ株主総会決議に支障が生じ、端的には役員変更などの経営リスクを負い続けることとなり後継者の地位は不安定なままである。



※信託では議決権は「議決権行使の指図権」となる

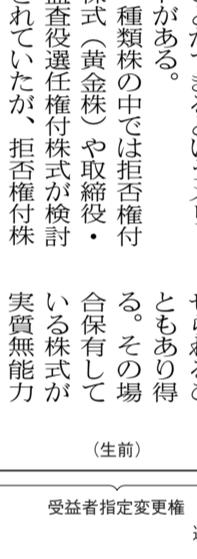
そこで信託を活用して、種類株のよう議決権を分け、議決権を後継者に、無議決権受益権を他の法定相

III. 事業承継における信託の活用2（受益者の変更）

1. 受益者指定変更権（信託法89条ほか）
いったん自社株を後継者に承継させてしまえば、所有権（株主権）はそのまま後継者に移り現経営者は単なる旧所有者（株主）に転落し会社に対してはもはや何の干渉もできなくなるが、受益者指定変更権を保有しておけば、現オーナー経営者は株主ではなくなるものの依然として信託の委託者たる地位は保持できるため、会社法上、株主のみ認められている権限を一部オーナー経営者に留保することができるというメリットがある。

種類株の中では拒否権付株式（黄金株）や取締役・監査役選任権付株式が検討されていたが、拒否権付株式は予め拒否権を発動できる事項を定めた種類株式に過ぎないので、後継者の意思で行った株主総会の決議を拒否するに留まり積極的に会社に意思決定をすることができない。また取締役・監査役選任権付株式は筆頭株主であるはずの後継者に取締役の選任権が与えられていないため、後継者自身が取締役を退任させられることもあり得る。その場合合保有している株式が実質無能力化に陥るだけである。自社株の納税猶予制度の適用も受ける余地もない。

2. 後継ぎ遺贈型の受益者連続信託（信託法91条ほか）
受益者指定変更権あるいは遺言代用信託を活用すれば、生前あるいは相続時の自社株承継は設計できるが、現経営者死亡後については当然の意向も働か



ず、後継者にその処分権が移ることになる。相続までに後継者に承継された自社株について、その後の次期後継者を指定しておくことができるのが受益者連続信託で、受益者（元経営者）が死亡した場合に備えて信託契約において予めその後の受益者を指定しておく。また当該受益者が受益者となり、また当該第2受益者の死亡後は第3受益者が受益者となるといった具合に、受益者の死亡により予め指定された受益者が順次その後の受益権を承継する信託であり新信託法において新設された類型である。受益者連続信託は民法の考え方に従えば、受益者連続信託は最初の委託者か

IV. 事業承継への活用に向けての環境整備

前述Iのとおり、平成21年度税制改正大綱において、信託の利用促進を通じて事業承継の円滑化を一層図る観点から自社株の納税猶予制度の対象に「自社株を信託した信託受益権」を拡充すべきかが検討事項とされている。

最後に、この信託受益権拡充に関する論点について、前述IIIIIで紹介した信託類型を踏まえて以下のよう整理したい。

※ 参考：「信託を活用した中小企業の事業承継の円滑化に向けて」中小企業

1. 信託を活用した中小企業の事業承継円滑化に関する研究会（2008年）
①【議決権行使を指図してよいのか（前述II）】
信託においては株主ではない受益者が間接的に議決権の行使（指図権の行使）をすることは株主の権利侵害ではないかという論点があるが、株主の意思による行使である以上受益者と議決権行使の指図権者が同一であれば問題はないとされる。
また会社法上、議決権について株主毎に異なる取り扱いは容認されている（会社法第109条2）ため、信託特有の特典ケース（a. 議決権行使の指図権を受益者でなく、委託者が保有している場合、b. 複数の受益者がいる場合）であって、特定の受益者に議決権行使の指図権を集中させる場合（c. 同一視できると考えられる。）も問題ないと考えられる。

2. 受益者指定変更権・受益者連続信託が拡充対象となるか（前述III）

①【受益者指定変更権・受益者連続信託が拡充対象となるか（前述III）】
いずれも受益者の変更をするのは受益者（後継者等）ではなく、委託者（現経営者）であり、受益者と議決権行使の指図権者は同一でないという論点があるため、以下のような前提が必要と考える。
a. 議決権を侵害させない（議決権を行使するのはあくまで受益者であり、受益者指定変更権・受益者連続信託はその所有者の変更権に過ぎず、議決権そのものを行使していないこと。）
b. 受益者の拒否権（議決権行使の内容にまで干渉しうる信託は予め信託設定の段階で排除し、あるいは受益者が忠実義務に従い拒否権を行使すること。）
c. 受益者による仲裁（円滑な事業承継の遂行のために委託者と受益者あるいは受益者間の仲裁による円満な解決へ導くこと。）
②【自社株の納税猶予制度の要件】
信託を活用した場合、納税猶予制度の要件（a. 被相続人が同族関係者と合わせて、発行済議決権株式総数の過半数を保有し、b. 筆頭株主であること）をどのように判定するのかにつ

いては、株主名簿に加えて受託者側に証明義務を課することになると考える。
③【信託受益権の評価】
相続税法上指図権の評価に関する規定はなく前述IIの議決権行使の指図権の有無で評価上の差異はない。これは原則として種類株の議決権制限株式と同様の取り扱いとなる。
一方で配当の有無については、信託受益権は元本受益権と収益受益権に分割できることを前提に評価方法が定められており、年間配当額に応じて評価額が異なる（財基通2002）。配当優先株式の場合も類似業種比準価額において配当の多寡を考慮することになっているが、その差異は信託受益権の方が大きくなると思われる。

また前述III2.の受益者連続信託においては、元本受益権と収益受益権を分割した場合、収益受益権を取得した者が完全な信託受益権を取得したものととして課税関係を整理するという特例がある（相基通9の3-1）。

④【租税回避を払拭するための要件整備】
信託については租税回避を払拭するための要件整備が重要であるが、a. 法定相続人間の付与等一定数の受益権発行に留め、目的を越えた受益権の細分化、あるいは受益者が特定できない信託とならないように設計する、b. 種類株式の脱法的な手段とならないように手続きの透明性等を図るといった手続きが必要と考える。

